

## 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について(小学校・中学校)

平素は、本市の教育行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しまして、奈良県の方針に則り、本市における新型コロナウイルス感染症に関する学校での対応方針について、下記のように変更しますのでお知らせします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

## 1. お子様に発熱等の風邪症状のあるとき

・自宅で休養させてください。登校に際しては、かかりつけ医の見解を示して学校に相談してください。自宅待機の間は欠席ではなく出席停止とします。また、家族に風邪症状があるときも登校を控えるようにしてください。

## 2. お子様やご家族の状態による登校の判断について

① PCR検査・抗原検査をお子様が受けた	結果が判明するまで自宅待機(出席停止)
② PCR検査・抗原検査を同居家族が受けた	お子様は、同居家族の検査結果が「陰性」と判明するまで自宅待機をお願いします。(出席停止)
③ ご家族(兄弟姉妹)の学級が閉鎖となった場合	お子様が濃厚接触者と特定された場合以外は、自宅待機の必要はありません。ただし、保護者の意向により登校を控える方が望ましいと判断された場合は、欠席ではなく出席停止とします。
④ ご家族が濃厚接触者と特定された場合	
⑤ 家族等が陽性と判明した場合	お子様は、保健所の指示する期間(陽性者との最終接触日の翌日から5日間)の自宅待機(出席停止) ※隔離期間等についての説明は奈良県ホームページをご覧ください。
⑥ お子様が陽性と判明した場合	お子様は、保健所の指示する期間(概ね 7 日間)の自宅待機(出席停止) ※隔離期間等についての説明は奈良県ホームページをご覧ください。
※ いずれの場合も、必ず所属する学校へ連絡をお願いします。 ※ 休日は、桜井市役所[TEL 0744-42-9111]へ連絡をしてください。	

## 3. 学級閉鎖等の基準

## ○児童生徒・教職員等に陽性者が確認されたとき

- ・感染者が1名に留まり、他の児童生徒が無症状である場合には、濃厚接触者と特定された者を除き、登校を継続します。
- ・ただし、その他の感染者が判明するなど学級内での感染拡大が懸念される場合には、安全確保に必要な期間(3日間から5日間程度)登校を停止し、学級閉鎖を行います。
- ・感染者が複数の場合でも、感染経路が明らかに別であれば、学級閉鎖は行いません。

## 4. 個人情報の保護について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、感染者等の個人情報の保護に留意しなければならないと規定されています。桜井市においても、プライバシー保護を考慮しながら、感染拡大防止につながる対策を講じてまいります。